

耐震補強および大規模改修工事の改修設計に関する質問事項

No	項 目	質問事項	備 考
1	改修設計をする前提条件の基本的な考え方について	<p>①「耐震診断」は、その道の専門家が、現状構造について、計算前提条件や入力値の検討を行い、プログラム計算してIs値を求めるとともに工学的な判断をする。補強構造についても計画、計算し、その効果を確認する。さらに、その結果については、第三者的判断・判定を公的機関（例えば（財）建築研究協会など）に委託するのが通常である。</p> <p>ところが、今回は、<u>公的機関による第三者判断・判定</u>がなされていない。すなわち、今回の耐震診断は<u>貴社の独断的な判断</u>によるものであると言われても仕方ないと思うが、この点をどのように考えておられるのか？</p> <p>② 学校建物でなくても、<u>公共建物であり、第一級の歴史的・文化的建造物</u>である限りは、公的機関による判断が必要ないとは言えないと思うが、この点をどのように考えておられるのか？</p> <p>③ 上記計算において、コンクリート強度 13.5 N/mm^2 ($=13.8\text{kgf/cm}^2$) と極めて低い値を採用しているが、これに関しては、<u>試料片の採取場所と採取状況写真</u>などを明らかにして、工学的な面からその根拠を明確にするとともに、その正当性の判断を公的機関に仰ぐ必要があると思うが、これらの点をどのように考えておられるのか？</p> <p>④ 13.5 N/mm^2 の強度の建物とは耐震診断する価値がある建物か建物でないかを定める最低強度の建物であるが、ヴォーリズから見てこの建物は最低強度の建物と判断したのかどうか。又、その判断はどこから来たのか。構造事務所の見解をお聞きしたい。</p> <p>⑤ 試料片の<u>採取場所と採取施工状況写真</u>がないのに、各場所のコンクリートの強度、中性化、密度等をどのように工学的判断されたのか。第三者に説明できない耐震診断にしたと言われても仕方ないと思うが、この点をどのように考えておられるのか？</p>	① Is 値は学校建物の場合は 0.7、一般建物の場合は 0.6

2	改修設計について	<p>①豊郷小学校は、豊郷町のみならず、県や国としても大切な歴史的・文化的建造物であり、文化財保護の観点から、その文化的な価値を損なわないために、できるだけ簡易かつ安価な耐震補強方法について、耐震補強工学の専門家の意見などを参考にされたりしたことはあるのか？ 専門家の招聘や専門委員会などにおいて慎重に検討するなどの必要はないのか？</p> <p>②ヴォーリズと構造事務所は設計者として発注者側機関であるプロジェクト委員会に出席し、設計内容を素人にわかるようにしっかり説明してください。プロジェクト委員会出席者には耐震補強および大規模改修工事の設計図の平面図すら提示されず、図面による説明はいちどもない状況をどのように考えておられるのか？</p> <p>③08/11/28のまちづくりプロジェクト委員会でヴォーリズの福永氏が「町からブレースを使わないように」と言われているとの発言があったが、町の誰に言われておられるのか？</p>	
3	機能全般	<p>①設計図によると本館1、2階廊下にある配線ダクト+カバーは撤去後再設置とありますが、まちづくりプロジェクト委員会には、撤去としか聞いていません。ご説明ください。</p> <p>②本館、講堂、旧図書館の外周に新設空調機用冷媒配管が取り付く非常に目立つ設計になっています。文化財建物の意匠についてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>③耐震壁廻り詳細図で教室一廊下間の窓の教室側に耐震壁が新たに付けるとのことですが、現在下、中間の窓は教室側に開く形式です。よって、ハンドルは教室側ですから開けることは不可能となります。窓ガラスは改修後は二度と拭くことができなくなります。ホコリ溜まりで汚くなりませんか。</p> <p>④同じく上部窓は横軸回転です。上記と同じくハンドルは教室側ですから開けることは不可能となります。窓ガラスは改修後は二度と拭くことができなくなります。ホコリ溜まりで汚くなりませんか。</p> <p>⑤運動場側の窓ガラスは安全を考えて強化ガラスにしないのですか。</p>	
4	使用材料・材質	<p>①最近マンションなんかでも高耐久性コンクリートといって水とセメントの比率が50%であることを宣伝に使っているのを聞いたことがある。最低基準は65%で弱いコンクリートと言っていた。今回のコンクリートは65%と言うこと</p>	

		で一番悪いコンクリートになる。なんでもっといいコンクリートにしないのか、又出来ないのかを説明してください。	
5	その他	<p>① 耐震診断でテストピース採取者である「アレス」は改修工事で、耐震補強工事、外壁改修工事で特命指名されていますが他の業者ではだれも出来ない工事との事でしょうか。</p> <p>②特記仕様書の外壁改修工事では施工・アレスとだけで、他に記載がありません。標準仕様書では特記すべき内容がいろいろあると思います。他に特許等の記載必要ないのでしょうか。</p> <p>③既存建物仕上にテックス、長尺シート、ジプトーン、石膏ボード等の石綿含有がされている可能性のある商品名があるので、石綿障害予防規則による調査が行われたと思います。その調査結果をお示してください。</p>	